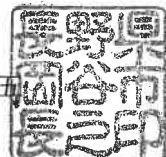


岡谷市告示第1号

岡谷市市税条例（昭和26年岡谷市条例第21号）附則第24条に基づき、市長が指定する行事を次のように定める。

令和3年1月1日

岡谷市長 今井 竜



岡谷市市税条例附則第24条に規定する市長が指定する行事を定める告示

岡谷市市税条例（昭和26年岡谷市条例第21号）附則第24条に規定する市長が指定する行事は、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（令和2年政令第160号）第3条第1項に規定する行事とする。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。